

漁業就業実践研修事業について

1. 事業について

対馬市は水産業が基幹産業の一つであり、その低迷は地域への影響が大きいです。そのため新規就業者を確保して地域の活性化を図ることがこの事業の目的です。

地域への定着が確実で漁業の担い手として活躍が期待される者に対して研修に係る費用を補助します。単なる1漁業者でなく、地域をけん引する担い手になることが期待されます。

2. 研修内容

期間：最長2年間（地域漁業習得コースの場合最長1年間）

内容：①一本釣、延縄漁業等の研修後、独立する漁業の研修（スマート人材育成コース）
②定置網、養殖漁業等の研修後、雇用される漁業の研修（地域漁業習得コース）
③漁家の2親等以内の子弟であって、後継者として漁業就業を目指す研修（漁業継承コース）

3. 補助の内容

①研修期間中の研修費支給：13.8万円／月

（2親等以内の親族と同一生計（同居等）の場合10万円／月）

漁業継承コース（1年目10万円／月、2年目8万円／月）

②保険加入料、漁業資材購入費、その他：5万円／年（12ヶ月に1回支給）

※研修費は月20日以上研修を実施した月について支払

4. 補助金の返還

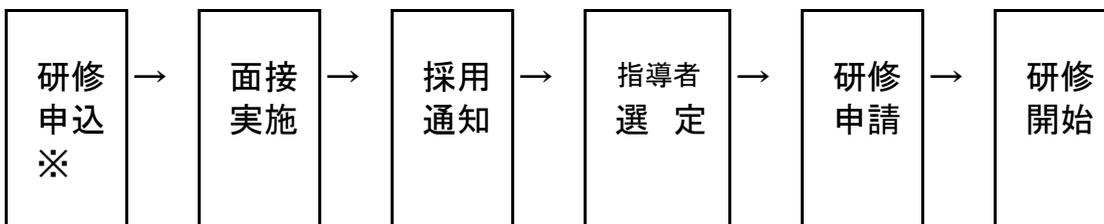
以下の条件にあたる場合は、交付した補助金の返還を求める場合があります。

① 研修期間中に研修を中止したとき

② 研修修了後、原則として1年以内に対馬市で漁業に就かないとき

③ 研修修了後、対馬市での就業が3年間に満たないとき

5. 研修開始までの流れ



※ 申込前に研修を受ける漁協とご相談ください。

6. 研修開始後

- ・毎月月初めに前月分の研修日報を漁協へ提出。
- ・研修時の写真を毎月漁協へ提出。
- ・研修費は研修を受けた月の次月に支払。支払日は請求書類到着の1週間～2週間後。
- ・研修修了後、漁船や漁具の取得に関して補助制度がありますので、別途ご相談下さい。
- ・研修期間中は、怪我等に関する保険に加入して下さい。詳細は漁協と相談して下さい。

7. 注意点

- ・指導者は、漁協と相談の上、最終的には漁協の推薦により選定されます。
- ・研修を中断する際には、あらかじめ市への相談が必要です。

【問い合わせ先】〒817-8510 対馬市厳原町国分1441番地
対馬市役所 農林水産部水産課内
対馬市新規漁業者就業推進協議会事務局
電話 0920-53-6111(代)